

# 永生苑豊橋居宅介護支援センター 重要事項説明書

< 令和7年3月1日 現在 >

## 1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話：0532-55-5011 （午前9時～午後5時まで）

担当：神谷

## 2 永生苑豊橋居宅介護支援センターの概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	永生苑豊橋居宅介護支援センター
所在地	豊橋市大村町字花次83番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 （ 2372002770 号 ）
サービスを提供する地域	豊橋市 豊川市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名		管理・運営	1名
介護支援専門員	介護福祉士			法による業務	

### (3) 営業案内

営業時間	午前9時～午後5時
営業日	月曜日～金曜日
休日	土曜日・日曜日・年末年始（12月31日～1月3日）

\* 緊急連絡電話 0532-55-5011

## 3 事業目的及び運営方針等

### (1) 事業目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

### (2) 運営方針

利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、

自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください (当事業所に介護支援専門員が1名のみ配置されている状況においては、他の居宅介護支援事業所への変更をご案内する方法に替えさせて頂く場合があります)
調査(課題把握)の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	○	年2回 研修を実施しています

4 サービスの内容

(1) 主なサービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡・調整
- (3) サービス実施状況の評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に対する協力・援助
- (7) 相談業務

(2) 居宅サービス計画作成にあたって

- ①利用者は居宅サービス計画の作成にあたって介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ②前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この②において「訪問介護等」という)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合(下表左列)、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(下表右列)は次の通りです。

対象の期間：令和6年9月1日から令和7年2月28日まで

通所介護 53.29%	社会福祉法人永信会	58.43%
	株式会社郷美の杜	19.10%
	株式会社オリジン	12.36%
地域密着型通所介護 23.95%	有限会社ティブラン	30.00%
	株式会社イシハラ・ケアサービス	15.00%
	豊生鉄工株式会社	15.00%
訪問介護 11.38%	株式会社ニチイ学館	31.58%
	株式会社イシハラ・ケアサービス	31.58%
	アクティコーポレーション株式会社	31.58%
福祉用具貸与 61.68%	キングラン東海株式会社	22.33%
	株式会社日本アグネス	16.50%
	株式会社フランスベッド	14.56%

(3) 医療機関との連携にあたって

利用者又はその家族にあつては、利用者が病院等に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員と入院先医療機関との早期の連携のため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等にお伝え下さい。

5 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納等のため、法定代理受領ができなくなった場合は要介護度に応じて下記の金額の全額（1ヶ月当たり）をお支払い頂くことがあります。この場合は「サービス提供証明書」を発行しますので、市役所で手続きをして頂きますと払戻しを受けられます。

※当事業者の所在する豊橋市の1単位の単価は10,21円です。

(1) 基本料金

居宅介護支援費（I-i） 介護支援専門員1人当たりの利用者が45人未満の部分に該当する方  
 要介護1又は2 1086単位（1ヶ月につき）  
 要介護3～5 1411単位（1ヶ月につき）  
 居宅介護支援費（I-ii） 介護支援専門員1人当たりの利用者が45人以上の部分に該当する方  
 要介護1又は2 544単位（1ヶ月につき）  
 要介護3～5 704単位（1ヶ月につき）  
 居宅介護支援費（I-iii） 介護支援専門員1人当たりの利用者が60人以上の部分に該当する方  
 要介護1又は2 326単位（1ヶ月につき）  
 要介護3～5 422単位（1ヶ月につき）

(2) 初回の支援に対する評価加算

初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）について評価をされ加算される。

初回加算 300単位（1ヶ月につき）

(3) 病院等と利用者に関する情報共有等を行うことに着目した評価加算

医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際に評価され加算される。

① 入院時情報連携加算（I） 250単位（1ヶ月につき）

入院日当日（当事業所の営業終了後に入院した場合は翌日）に病院等へ情報提供した場合

② 入院時情報連携加算（II） 200単位（1ヶ月につき）

入院から3日以内（当事業所の営業終了後に入院し、かつ3日目が当事業所の休業日の場合

は4日以内)に病院等へ情報提供した場合

③ 退院・退所加算

利用者が病院等を退院するにあたって介護支援専門員が病院等の職員と連携を行い

(イ) 介護支援専門員が退院時カンファレンスに参加した場合

連携1回：600単位 連携計2回：750単位 連携計3回：900単位

(ロ) 介護支援専門員が退院時カンファレンスに参加しなかった場合

連携1回：450単位 連携計2回：600単位

④ 緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位(月2回まで)

(病院又は診療所の求めにより、病院等の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合)

⑤ 通院時情報連携加算

50単位(月1回を限度)

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に加算される。

(6) その他の費用(交通費)

サービスを提供する地域(2-1参照)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、通常の実施地域を越える地点から片道おおむね10キロメートル未満1500円10キロメートル以上3000円の交通費の実費が必要となります。

6 サービス内容に関する相談、苦情

(1) 相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

○相談・苦情受付担当者 介護支援専門員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○電話番号 0532-55-5011

○担当者不在の場合・・・併設法人事務所の職員が対応(連絡先は上に同じ)

営業時間外の対応・・・併設法人事務所の取次ぎ者が担当へ連絡(連絡先は上に同じ)

○苦情解決責任者 特養施設長 鳥居和嗣 電話 0532-55-5011

苦情受付担当者 介護支援専門員 神谷 満 電話 0532-55-5011

第三者委員会 永信会監事 鈴木一弘 電話 052-571-0924

\*第三者委員会は、公正・中立な立場で調査、助言を行います。

(2) 苦情処理の流れ

1. サービス利用者(家族)からの相談・苦情の申し出
2. 相談・苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
3. 受け付けた相談・苦情及びその改善状況等責任者へ報告・助言。必要があれば第三者委員への報告・助言。

(3) その他

当事業所のほか、市町村の相談・苦情窓口、愛知県国民健康保険連合会に苦情を伝えることがで

きます。

<u>東三河広域連合介護保険課</u>	電話 0532-26-8471
<u>豊橋市長寿介護課</u>	電話 0532-51-2359
<u>豊川市介護高齢課</u>	電話 0533-29-2173
<u>愛知県国民健康保険連合会</u>	
介護保険課 苦情相談窓口	電話 052-971-4165

## 7 高齢者虐待防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者 神谷満

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

## 8 プライバシーの保護

(1) 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当事業所は、個人情報の使用に関する事項に定める他は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

(3) 当事業者は、個人情報の使用に関する事項に定める他は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

## 9 事故発生時、緊急時等における対応方法

- (1) 介護支援専門員は、訪問中等に予期せぬ事故、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族、関係医療機関、市町村等速やかに連絡する等の措置を講じます。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 永信会
代表者役職・氏名	理事長 朴 美洋子
法人所在地	名古屋市中村区名駅2丁目29番地-11号
電話番号	(052) 541-3780

定款の目的に定めた事業

- 1 特別養護老人ホーム 永生苑
  - 2 短期入所生活介護 永生苑
  - 3 永生苑居宅介護支援センター
  - 4 保育所 永信保育園
  - 5 デイサービスセンター 永生苑新明
  - 6 特別養護老人ホーム 永生苑豊橋
  - 7 デイサービスセンター 永生苑豊橋
  - 8 短期入所生活介護 永生苑豊橋
  - 9 永生苑豊橋居宅介護支援センター
- その他これに付随する業務

事業所数等

特別養護老人ホーム	2カ所
居宅介護支援	2カ所
短期入所生活介護	2カ所
通所介護	2カ所
保育所	1カ所